

水俣再生可能エネルギー事業について

平成 26 年 8 月 5 日

環 境 省

1. 目的、経緯

環境省では、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）及び同法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月閣議決定）に基づき、水俣病発生地域の再生・融和・振興を図る観点から、水俣市の進める「環境モデル都市づくり」を支援してきました。

そして、水俣市が主催し、市民参加で行われた「環境まちづくり推進円卓会議」（平成 23 年度開催）において、水俣病発生地域の振興及び雇用の確保に資するものとして再生可能エネルギー事業（木質バイオマス発電、太陽光発電等）が提案されました。

これを受け、環境省では、熊本県と共にその事業化について、平成 24 年度から「環境首都水俣創造事業」等を通じて検討費用を支援してきました。

2. 事業の具体化の検討

今般、バイオマス発電事業について、水俣病公式発見 60 年の節目の年である平成 28 年度の運転開始に向けて、地元企業をはじめ下記の企業が本格的な検討を開始することとなりました。

主な役割	企業名
燃料の調達	地元林業関係事業者、(株)エナリス、日本紙パルプ商事(株)、ほか大手林業関係者
発電所の建設・運転管理	JNC(株)、JNC エンジニアリング(株)
電気の供給、需要先の確保	三菱地所(株)、(株)エナリス

※上記のほか、他の地元事業者の参画や、環境省地域低炭素投資促進ファンド、市民ファンドの活用も検討されます。

発電所は、水俣市内に立地し、出力は約 6.5MW を予定しています。発電所本体及び関連する木質燃料供給分野において、数十人以上相当の雇用効果が見込まれています。発電された電力は、水俣市内及び東京丸の内地区に供給され、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた東京の低炭素化に貢献するとともに、水俣の「環境モデル都市づくり」の取組を内外にアピールすることが期待されます。

3. 環境省の支援

上記の検討が進み、事業実施会社の設立の際には、環境首都水俣創造事業を活用した設備の一部補助を検討します。